

令和7年4月1日

共同研究相手方各社 様へ

高知大学 次世代地域創造センター

企業との共同研究等から生じた知的財産権の取扱についての基本方針

日頃は高知大学の研究につきまして、多大のご協力を賜りありがとうございます。

さて、旧国立大学時代の特許関連経費は、文部科学省から予算措置がなされていたところがありますが、平成16年度以降は各国立大学法人内部で所要の予算措置を行うこととなりました。

つきましては、知的財産権につきまして下記のとおり各社様をお願いすることを基本として考えております。

事情ご賢察の上、何卒ご協力いただくようよろしくご検討方お願いいたします。

記

1. 共同出願とさせていただきます。
持分については、貢献度等を勘案し御社と協議させていただきます。
2. 出願費用、権利化費用、維持費用、等（各々弁理士費用を含む）に要する費用については御社に全額ご負担をお願いします。
なお、実施料収入が入った範囲で、前記負担していただいた分（持分で按分した分）を、当該実施料収入から御社に償還させていただきます。
3. 大学は研究を除き自己実施できないため、原則5年間、御社が独占的に実施することを優先します。この期間は、正当な理由なく実施しないときを除いて延長可能といたします。
4. 実施された場合には、実施契約で定める実施料を大学にお支払い願います。（不実施補償）
但し、実施料については当初に定めることが困難な場合は、別途協議とすることとさせていただきます。

【本件に関する連絡先】

高知大学研究国際部 地域連携課 知的財産係

大崎政良、八朝大樹

〒780-8073 高知市朝倉本町2-17-47

Mail:kt05@kochi-u.ac.jp

Tel:088-844-8418

Fax:088-844-8556